

【別紙1】 穂波園指定介護福祉施設 サービス利用料金表(令和6年8月以降分)

①	介護サービス費(1日)	要介護 1	589 円					
		要介護 2	659 円					
		要介護 3	732 円					
		要介護 4	802 円					
		要介護 5	871 円					
②	日常生活継続支援加算(1日)	36 円	新規入所者のうち、基準を満たす要介護度、又は認知度、若しくは重度な状態の方を、一定以上の受入を行い対応している場合。					
	サービス提供体制強化加算 I (1日)	22 円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の資格を有する者の占める割合が加算要件を上回る配置をしている場合。及びサービスの質の向上に資する取り組みを実施している場合。					
③	看護体制加算 I (1日)	6 円	基準を満たす、看護職員の配置をしている場合。					
④	看護体制加算 II (1日)	13 円						
⑤	科学的介護推進体制加算 I (1ヶ月)	40 円	国のデータベース「LIFE」へのデータ提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施している場合。					
	科学的介護推進体制加算 II (1ヶ月)	50 円						
⑥	栄養マネジメント強化加算(1日)	11 円	管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理を行った場合。					
⑦	夜勤職員配置加算Ⅲ(1日)	28 円	基準を満たす夜勤職員の配置と、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。					
⑧	精神科医師による療養指導 (1日)	5 円	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合。					
⑨	生産性向上推進体制加算 I (1ヶ月)	100 円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合。					
	生産性向上推進体制加算 II (1ヶ月)	10 円						
⑩	協力医療機関連携加算 I (1ヶ月)	100 円	協力医療機関等と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的で開催した場合					
	協力医療機関連携加算 II (1ヶ月)	5 円						
⑪	介護職員処遇改善加算 I	①～⑬(保険適応)に対して14.0%分。(他に加算適応があれば、その分も含む)						
負担限度額(食費・居住費負担)		4段階(2割負担者)	4段階	3段階②	3段階①	2段階	1段階	
⑫	個室	食 費(1日)	1,445 円	1,445 円	1,360 円	650 円	390 円	300 円
		部屋代(1日)	1,231 円	1,231 円	880 円	880 円	480 円	380 円
⑬	多床室 (2人又は 4人部屋)	食 費(1日)	1,445 円	1,445 円	1,360 円	650 円	390 円	300 円
		部屋代(1日)	915 円	915 円	430 円	430 円	430 円	0 円
〈個室合計〉	1ヶ月当りの 利用料金目安 (30日分)	要介護 1	127,693 円	103,986 円	90,906 円	69,606 円	49,806 円	44,106 円
		要介護 2	132,481 円	106,380 円	93,300 円	72,000 円	52,200 円	46,500 円
		要介護 3	137,474 円	108,877 円	95,797 円	74,497 円	54,697 円	48,997 円
		要介護 4	142,262 円	111,271 円	98,191 円	76,891 円	57,091 円	51,391 円
		要介護 5	146,981 円	113,631 円	100,551 円	79,251 円	59,451 円	53,751 円
〈多床室合計〉	1ヶ月当りの 利用料金目安 (30日分)	要介護 1	118,213 円	94,506 円	77,406 円	56,106 円	48,306 円	32,706 円
		要介護 2	123,001 円	96,900 円	79,800 円	58,500 円	50,700 円	35,100 円
		要介護 3	127,994 円	99,397 円	82,297 円	60,997 円	53,197 円	37,597 円
		要介護 4	132,782 円	101,791 円	84,691 円	63,391 円	55,591 円	39,991 円
		要介護 5	137,501 円	104,151 円	87,051 円	65,751 円	57,951 円	42,351 円

※1. 人員や体制の変動等により、加算の算定条件を満たさなくなった場合には、その期間の算定は行いません。(下位の加算で算定条件を満たしている場合には、条件に応じた加算を算定させていただきます)

※2. ①～⑩については、負担割合が1割で記載しています。

※3. 「1ヶ月当りの利用料金の目安」については、②⑤⑨⑩の高い方の金額で計算しています。同項目内の加算については同時算定できない為、その月の算定条件を満たしている方で、請求させていただきます。

※4. 食費・部屋代の減額手続きをされている方は、各段階によって料金が変わります。

- ・4段階…1～3段階に該当しない場合。(詳細は各市町村役場にお問合せ下さい。)
- ・3段階②…市町村民税非課税世帯であり、年金収入等が120万円を超えている場合。預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下である場合。
- ・3段階①…市町村民税非課税世帯であり、年金収入等が80万円超120万円以下である場合。預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下である場合。
- ・2段階…市町村民税非課税世帯であり、年金等の収入が80万円以下の場合。預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下である場合。
- ・1段階…市町村民税非課税世帯であり、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者の場合。

◎ 次に該当される方は、サービス利用料金表以外に介護保険適用分の加算額負担が別にかかります。

- 外泊時加算：(246円/日：6日を限度に居宅への外泊又は入院した場合。但し、6日以内に月を跨ぐ場合には、月初めから更に6日間(最大で12日間)算定)
- 初期加算：(30円/日：入所日より30日間)
- 安全対策体制加算：(20円/入所時に一回：外部の研修を受けた担当者を置いて安全対策に組織的に取り組む体制を整備していること。)
- 認知症チームケア推進加算Ⅰ・Ⅱ：(Ⅰ 150円/月・Ⅱ 120円/月：認知症の行動、心理症状の予防等に資する認知症介護に関わる専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなるチームを組み、チームケアを実施している場合。)
- 退所前後訪問相談援助加算：(460円：入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に算定)
- 退所時相談援助加算：(400円：入所者やその家族に退所後の相談援助を行い、市町村、老人介護支援センターに必要な情報提供をした場合)
- 退所前連携加算Ⅰ：(500円：居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に情報提供を行った場合)
- 退所前連携加算Ⅱ：(250円：医療機関へ退所する入所者について、退所後の主治医に情報提供を行った場合)
- 経口移行加算：(28円/日：医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援がされた場合)
- 経口維持加算Ⅰ：(400円/月：入所者ごとに経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行った場合)
- 経口維持加算Ⅱ：(100円/月：食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合)
- 療養食加算：(6円/1食：糖尿病食、心臓病食などの療養食が必要な場合)
- 退所時栄養情報連携加算：(70円/1回：退所した利用者の情報を管理栄養士が、医療機関に対して栄養管理に関する情報提供をした場合)
- 再入所時栄養連携加算：(200円/1回：医療機関を退院して再入所する際、入院前と栄養管理が大きく異なっている場合に、当園の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と必要な連携をとった場合)
- 特別通院送迎加算：(594円/月：透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1ヶ月に12回以上、通院の為送迎を行った場合)
- 排泄支援加算：(100円/月：排泄に介護を要する入所者に対して、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合。)
- 褥瘡マネジメント加算Ⅰ：(3円/月：褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対して、関連職種の者が共同して、入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を行った場合。)
- 口腔衛生管理加算(Ⅰ)：(90円/月)：歯科医師・歯科衛生士の技術的助言・指導に基づき、口腔衛生の管理を行い、技術的助言や指導を行い、口腔ケアを月2回以上実施した場合。
- 口腔衛生管理加算(Ⅱ)：(110円/月)：上記(Ⅰ)を満たした上で厚生労働省へ計画書を提出し、サービス実施に当たった場合。
- 生活機能向上連携加算：(200円/月：外部のリハビリ専門職と共同でアセスメントを行い、個別の訓練計画を作成した場合。※個別機能訓練加算を算定されている場合は100円/月)
- 看取り介護加算：医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者について、看取り介護の支援を行った場合。
  - ・【1】：(72円/日；死亡日以前31日以上45日以下)   ・【2】：(144円/日；死亡日以前4日以上30日以下)
  - ・【3】：(680円/日；死亡日以前2日又は3日)       ・【4】：(1,280円/日；死亡日)
- 若年性認知症入所者受入加算：(120円/日；若年性認知症の方を対象としその方の特性に応じた介護サービスを提供した場合)

※4. 上記の加算料金は、保険適応分が1割負担で記載しています。同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の場合には2割負担、単身で年間340万円以上、夫婦世帯で463万円以上の収入がある方は、3割負担となります。

※5. その他の費用として医療費・薬剤費・受診料・特別な食事・外食費用・日用品、衣類等について別途必要となる場合があります。

◎ 下記の保険外サービスについて、ご利用された場合の利用料金は次の通りです。

- ・理容代：(顔ぞりあり・ベットの1500円、なし1000円/2ヶ月に1回程度お勧めさせていただきます。)
- ・日用品等個人で使用する物：(実費/ティッシュペーパー、口腔ケア用品等)
- ・医療品にかかわる物：(実費/予防接種・経管吸引チューブ等)
- ・電気剃刀等：(電気代は対象としませんが、個人でご用意をお願いします)

※7. おむつ・石鹸・洗剤等の日用品費は介護サービス費に含まれておりますが、個人の嗜好において物品を指定し、占有する場合は実費となります。

◎ 電化製品管理費について

居室用テレビ・ラジカセ(電池式除く)・電気毛布(あんか)・携帯電話などの持ち込みをされる場合は、一律で300円徴収致します。※持ち込みを希望される電化製品については、職員にご相談下さい。

※8. 電気代は1ヶ月単位での請求となります。利用時終了時には、別紙、利用届(終了届)の提出をして頂きますので、使用開始・引き上げについては職員に必ずお申出ください。

※9. 使用しない場合は、早急にお持ち帰りください。使用の際には周囲の方に配慮したご使用をお願いします。